別紙 13　法令変更による追加費用分担規定

		甲負担割合	乙負担割合
①	本件施設等整備事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
②	①記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、「本件施設整備事業に直接関係する法令」とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び乙に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

但し、軽食コーナー運営業務にかかる追加費用については、全てを乙が負担する。